

1 調査名称：柳川市都市計画道路交通計画業務

2 調査主体：柳川市

3 調査圏域：柳川都市圏

4 調査期間：平成21年度

5 調査概要：

柳川市の長期未着手の都市計画道路について多様な観点から評価を行い、将来の社会動向や交通量からの必要性などをみながら、計画廃止や存続など新たな都市計画道路網の原案を作成したものである。

I 調査概要

1 調査名 柳川市都市計画道路交通計画業務

2 報告書目次

1. はじめに

- 1-1 検証の趣旨
- 1-2 都市計画制度とは
- 1-3 都市施設とは
- 1-4 都市計画道路（街路）とは

2. 都市計画道路見直しの必要性

- 2-1 柳川市の都市計画道路の現状
- 2-2 都市計画道路見直しの必要性

3. 検証に際しての基本的な考え方

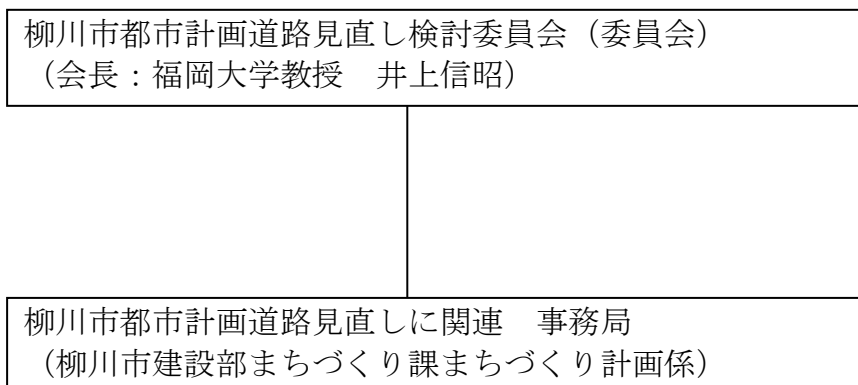
4. 検証結果

- 4-1 都市計画道路変更（案）
- 4-2 検証結果（変更理由）

参考資料

路線別検証カルテ

3 調査体制



4 委員会名簿等：

内訳	所属・役職名	役職名	氏 名
会長	福岡大学工学部社会デザイン工学科 （専門分野：都市計画、交通計画）	教授	井上 信昭
副会長	道守柳川ネットワーク 柳川市都市計画マスタープラン策定委員会	代表 副会長	山田 三代子
委員	北九州市立大学法学部法律学科 （専門分野：行政法、地方自治法）	教授	岡本 博志
委員	南筑後県土整備事務所	地域整備企 画監	田中 吉春
委員	柳川まちづくりネットワーク	事務局長	古賀 和範
委員	福岡県タクシー協会筑後支部 柳川大川大和部会	部会長	高須 正隆
委員	柳川市行政区長代表委員協議会 柳川市都市計画マスタープラン策定委員会	会長 委員	小野村 猛
委員	柳川商店街振興組合 柳川市都市計画マスタープラン策定委員会	理事 委員	戸田 昇
委員	柳川市議会議員		近藤 末治
委員	建設部長		蒲池 康晴

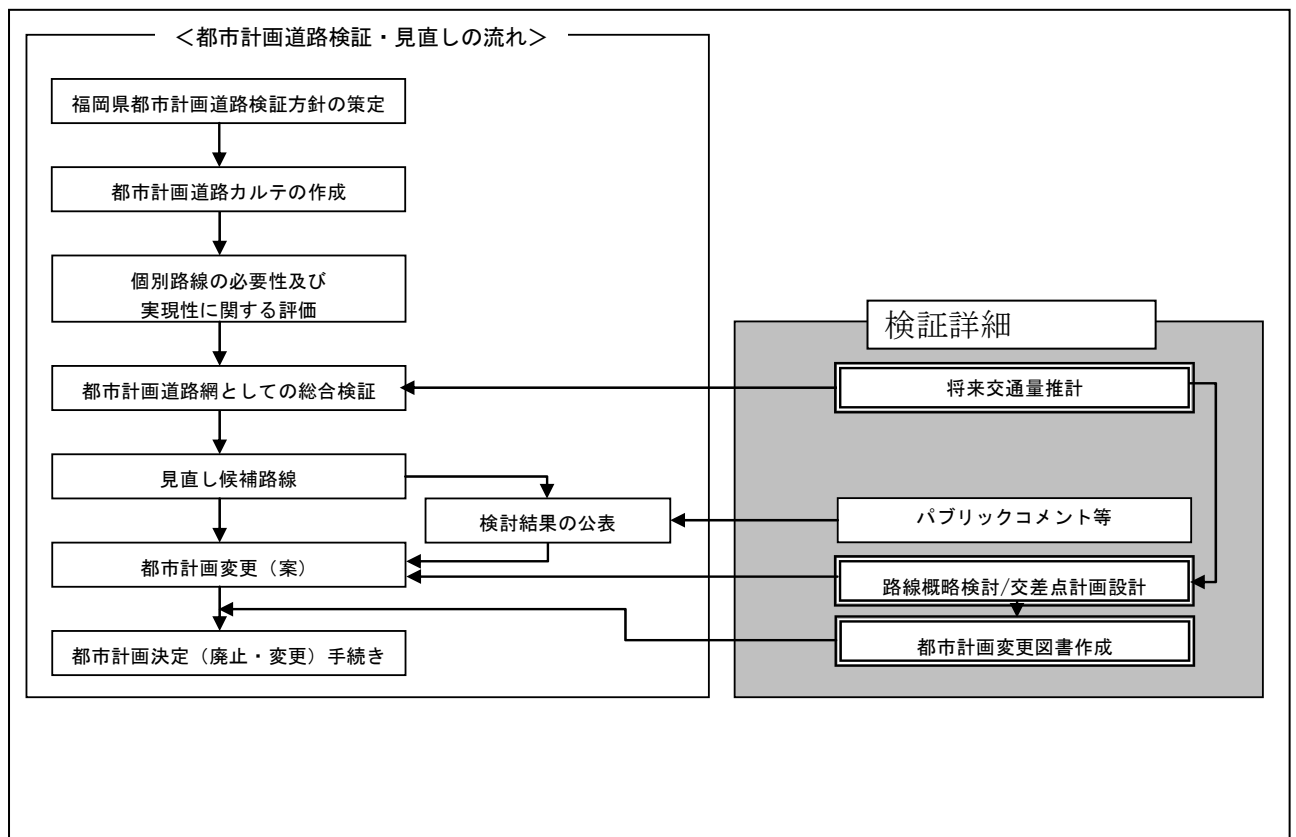
II 調査成果

1 調査目的

柳川市の都市計画道路は、計画決定から40年以上経過している路線が大半であり、計画された延長36.5kmのうち約4割が未着手となっている。市のまちづくりの方向性と大きくかい離した路線や国鉄駅の廃止など計画当初の状況と大きく変化した路線もあり、今後の都市計画道路網のあり方を見直す必要がある。

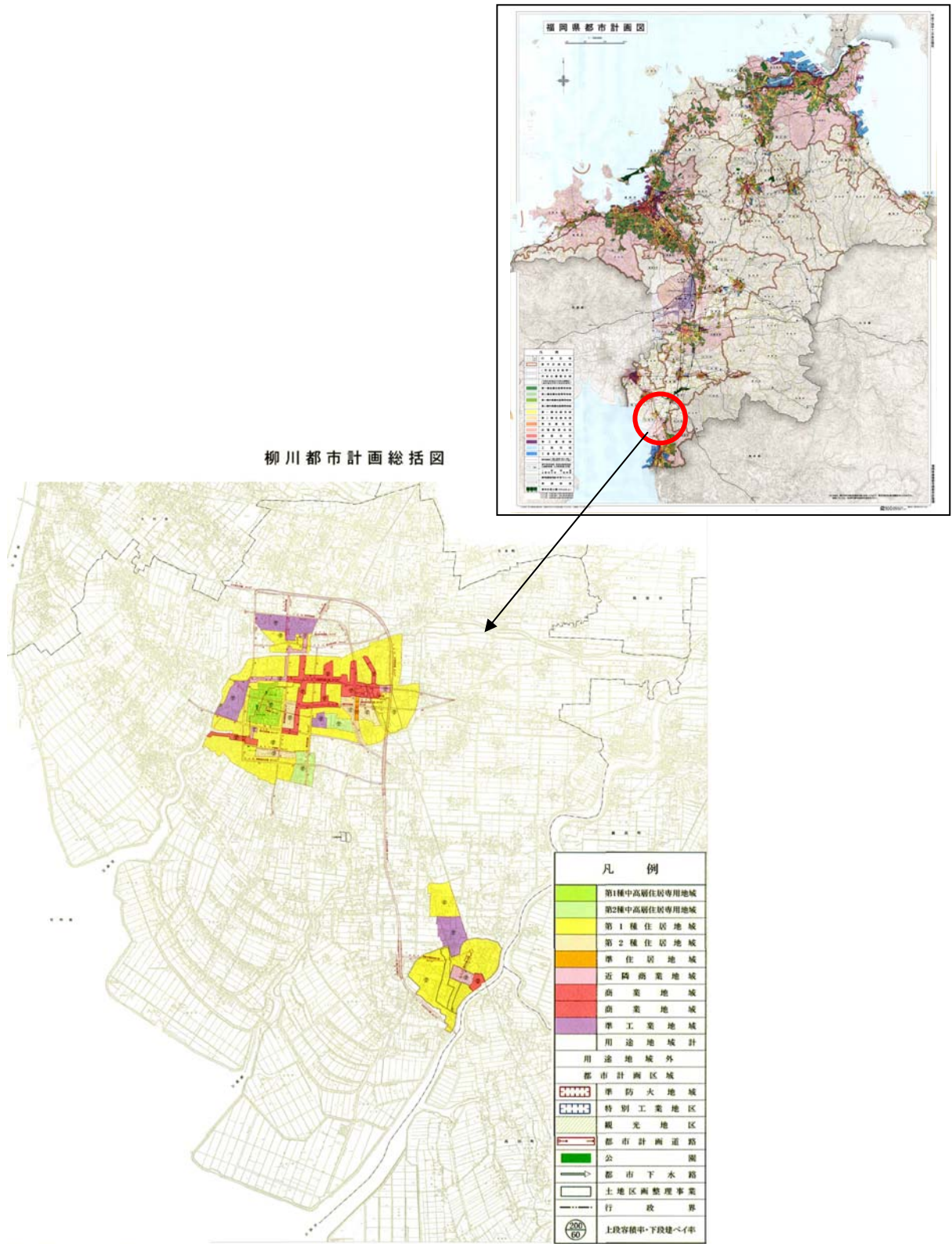
平成20年度に「柳川市都市計画マスタープラン」を策定し、7路線の都市計画道路について、見直しの方向性を示している。福岡県における都市計画道路の見直しの方針を示した「福岡県都市計画道路検証方針」を参考に詳細な検証を行った。

2 調査フロー



3 調査圏域図

柳川市は、柳川都市計画区域（柳川市のみで構成）に属し、市全域が、非線引きの都市計画区域である。柳川市は、北部と南部の市街地に用途地域を指定している。大半が用途地域の指定のない都市計画区域である。



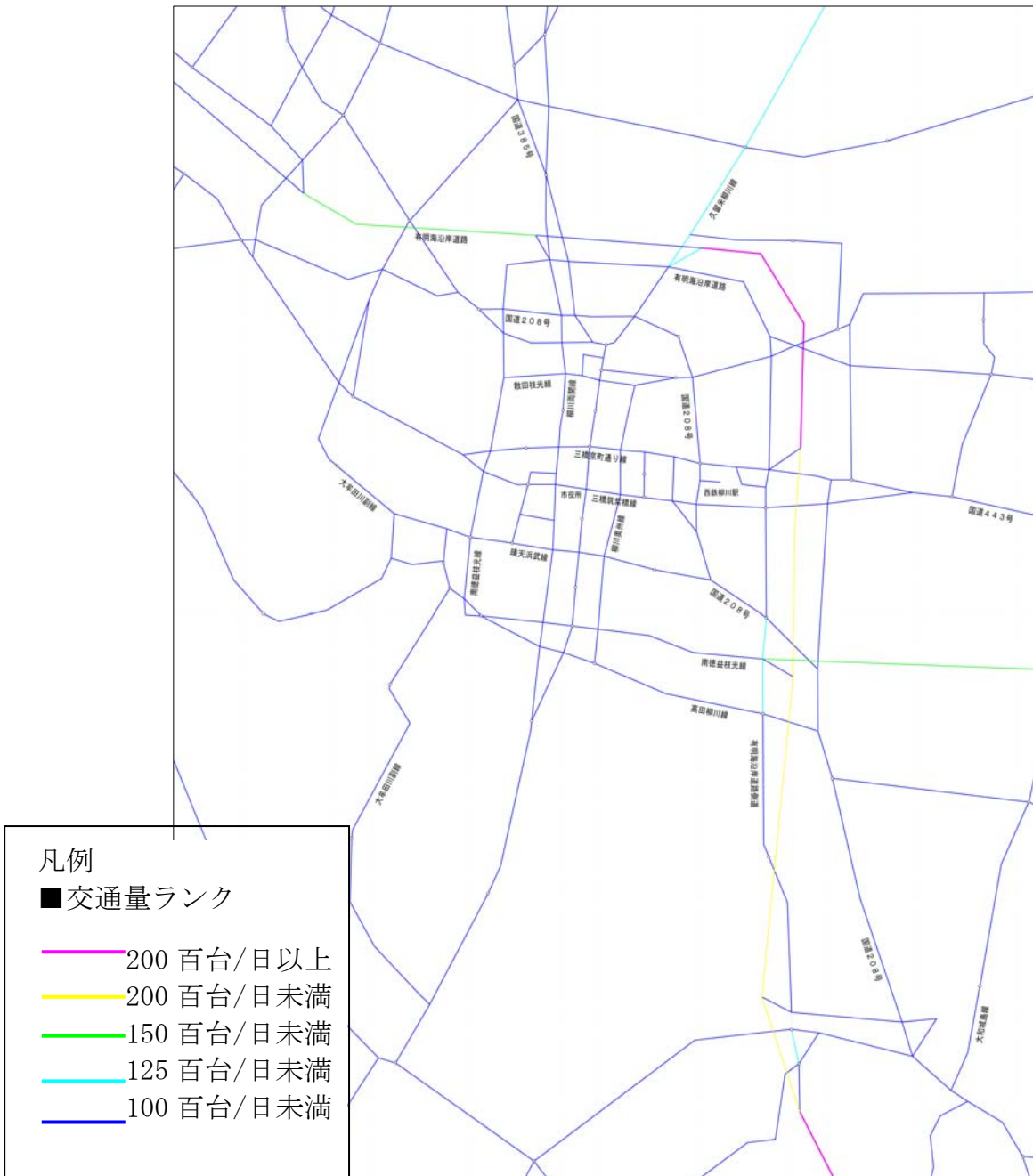
4 調査成果

(1) 将来交通量の推計

推計の結果を政令で定める設計基準交通量で判断した場合、2車線の路線では、1日の交通量が1万台以下であれば交通量としての問題（渋滞など）は許容される範囲内とされている。未整備の都市計画道路を全て廃止した場合に2車線で1万台を超える路線は有明海沿岸道路および同側道、久留米柳川線となっている。このうち有明海沿岸道路および同側道については、本線4車線の供用開始により解消できると考えられる。久留米柳川線については1万台を若干超えているものの、4車線の事業化は厳しい程度であり、今後の人口減少を考えると問題ないと考えられる。

■ 現計画どおりに整備された場合

(平成37年既定計画道路網・有明海沿岸道路本線：大和南IC以北暫定整備)



■見直し候補路線（区間）を全て整備しないことによる影響



凡例

■ 交通量ランク

- 200 百台/日以上
- 200 百台/日未満
- 150 百台/日未満
- 125 百台/日未満
- 100 百台/日未満

■ 図中数字

対象路線が整備されないことによる影響(交通量の増減)

- + : 対象路線が整備されない場合、交通量が増加(負荷が大きくなる)
- : 対象路線が整備されない場合、交通量が減少

(2) 多角的な検証（路線別検証カルテ）

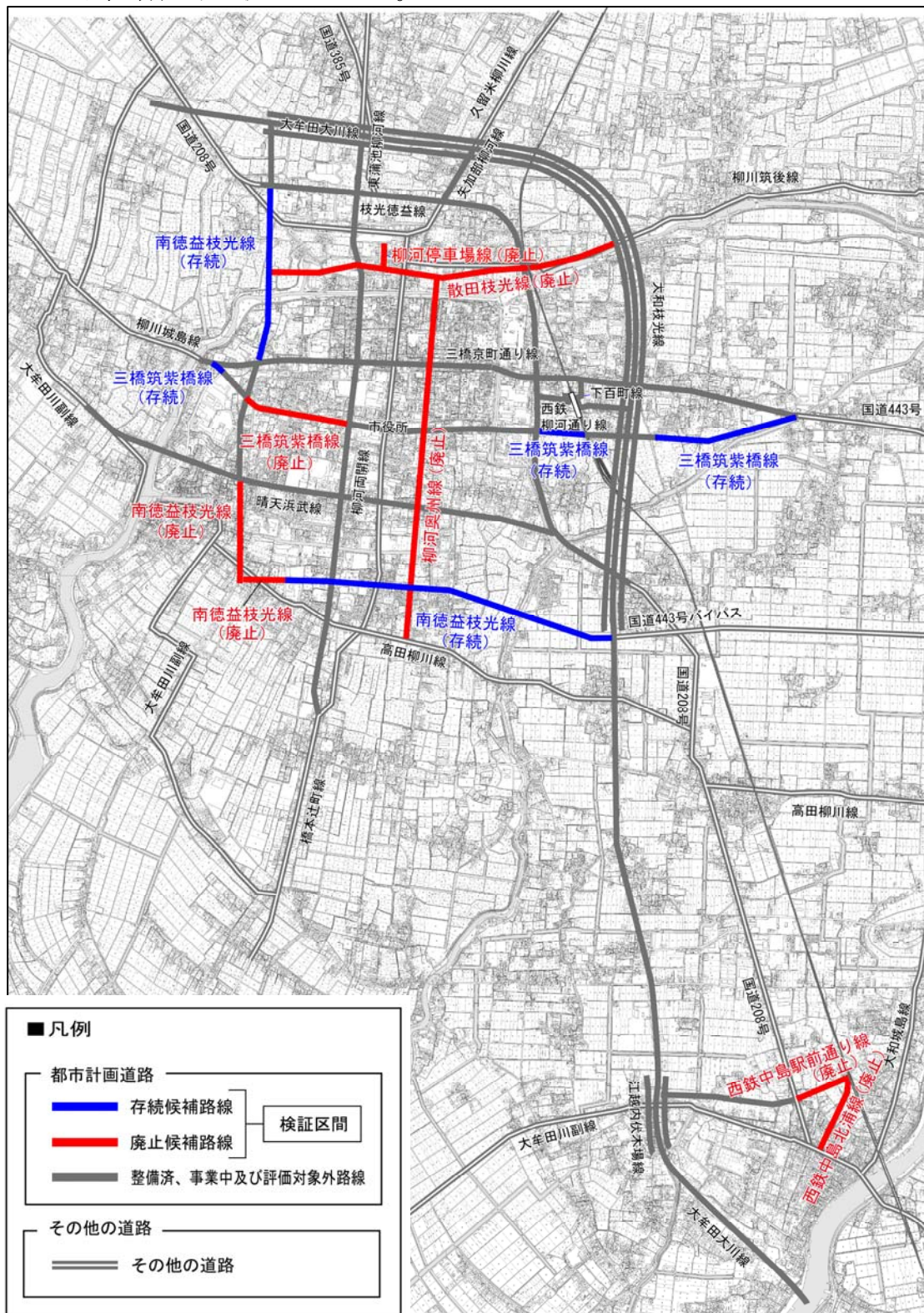
柳川市都市計画道路検討委員会を立ち上げ、学識経験者や地元住民など幅広い視点から、多角的な検証を行った。

路線番号・路線名		3・4・6 柳川停車場線（旧：柳川停車場線）				路線延長 (m)	10	路線延長 (m)	100	路線延長 (m)	100	路線延長 (m)	100																															
道路の種類		現況決定区分		変更後の決定区分		車線数		車線数		車線数		車線数																																
都市計画		現況	現況	変更	変更	未着率 (%)	100.0																																					
未着区間の概要	路線名称と同様																																											
<p>本路線は、昭和62年に廃止された国鉄佐賀線筑後柳川駅の駅前広場を起点として、駅前技支線（敷田技支線）を接続する道路として、また柳川市の玄関口としてゆとりある駅前空間を確保する目的により計画された。</p> <p>当初 決定又は変更年月日 S30.4.12 変更の内容 (当初決定理由) 当時の国鉄筑後柳川駅の駅前広場と主要道路（敷田技支線）を接続する道路として、また柳川市の玄関口としてゆとりある駅前空間を確保する目的により計画された。</p> <p>第1回変更 S39.12.25 路線番号の変更、名称の変更。</p> <p>第2回変更 S41.10.17 路線の縮小。</p> <p>第3回変更 S51.8.10 路線番号の変更。</p>																																												
<p>路線別検証カルテ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>評価結果</th> <th>取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 当初都市計画決定を行った趣旨の検証</td> <td>●国鉄佐賀線廃止に伴う情勢変化のため、当初の趣旨は継続できておらず、本路線の必要性は低い。</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 上位計画等における位置付け</td> <td>●駅前広場を中心とした「市内の地域拠点」を結び、市民相互の交流を促進するための「都市計画区域マスタープラン」の位置付けに該当しない。 ●「必要性的観点から廃止を検討」とする路線として記述。</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 路線が有する機能</td> <td>2. 評価総括 ●当初計画では、国鉄筑後柳川駅への進入路として位置づけられていたが、現在はその位置付けが喪失しており、路線の必要性は低い。 交通機能 ●国鉄筑後柳川駅への進入路としても計画されていたが現在は廃止されており、本路線が完成したとしても交通機能は十分に発揮されない。 市街地形成機能 ●当初の国鉄筑後柳川駅はなく、国鉄路線もないため市街地形成機能を有しない。 都市防災に資する空間機能 - 収容や閉鎖機能 - 景観形成に資する空間機能 - 都市環境の改善機能 - 安全性の改善機能 ●幅員は10mを予定しており、歩道幅員は十分に確保できるが、整備しても利用する人は少ない。 他路線との関連 - 3. 評価総括 ●当初計画より機能が大きく変化しており、路線が有する機能は極めて低い。</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 代替路線</td> <td>代替路線を評価対象とし、箇所によって異なる。 ●代替路線は存在しない。</td> <td>△</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 事業実施における問題</td> <td>事業実施する場合に発生する問題 問題点 (1) ●国鉄佐賀線が廃止されており、道路整備の目的が喪失している。 問題点 (2) - 問題点 (3) - 3. 評価総括 ●国鉄佐賀線が廃止されており、道路整備の目的が喪失している。</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 必要性に関する評価</td> <td>社会情勢の変化（国鉄佐賀線の廃止）により当初計画決定時の目的が喪失しており、本路線について必要性は低い。</td> <td>×</td> <td>重要し</td> </tr> <tr> <td>7. 実現性に関する評価</td> <td>社会情勢の変化（国鉄佐賀線の廃止）により当初計画決定時の目的が喪失しており、本路線について実現性は低い。</td> <td>×</td> <td>重要し</td> </tr> </tbody> </table>													評価項目	評価内容	評価結果	取組	1. 当初都市計画決定を行った趣旨の検証	●国鉄佐賀線廃止に伴う情勢変化のため、当初の趣旨は継続できておらず、本路線の必要性は低い。	×		2. 上位計画等における位置付け	●駅前広場を中心とした「市内の地域拠点」を結び、市民相互の交流を促進するための「都市計画区域マスタープラン」の位置付けに該当しない。 ●「必要性的観点から廃止を検討」とする路線として記述。	×		3. 路線が有する機能	2. 評価総括 ●当初計画では、国鉄筑後柳川駅への進入路として位置づけられていたが、現在はその位置付けが喪失しており、路線の必要性は低い。 交通機能 ●国鉄筑後柳川駅への進入路としても計画されていたが現在は廃止されており、本路線が完成したとしても交通機能は十分に発揮されない。 市街地形成機能 ●当初の国鉄筑後柳川駅はなく、国鉄路線もないため市街地形成機能を有しない。 都市防災に資する空間機能 - 収容や閉鎖機能 - 景観形成に資する空間機能 - 都市環境の改善機能 - 安全性の改善機能 ●幅員は10mを予定しており、歩道幅員は十分に確保できるが、整備しても利用する人は少ない。 他路線との関連 - 3. 評価総括 ●当初計画より機能が大きく変化しており、路線が有する機能は極めて低い。	×		4. 代替路線	代替路線を評価対象とし、箇所によって異なる。 ●代替路線は存在しない。	△		5. 事業実施における問題	事業実施する場合に発生する問題 問題点 (1) ●国鉄佐賀線が廃止されており、道路整備の目的が喪失している。 問題点 (2) - 問題点 (3) - 3. 評価総括 ●国鉄佐賀線が廃止されており、道路整備の目的が喪失している。	×		6. 必要性に関する評価	社会情勢の変化（国鉄佐賀線の廃止）により当初計画決定時の目的が喪失しており、本路線について必要性は低い。	×	重要し	7. 実現性に関する評価	社会情勢の変化（国鉄佐賀線の廃止）により当初計画決定時の目的が喪失しており、本路線について実現性は低い。	×	重要し
評価項目	評価内容	評価結果	取組																																									
1. 当初都市計画決定を行った趣旨の検証	●国鉄佐賀線廃止に伴う情勢変化のため、当初の趣旨は継続できておらず、本路線の必要性は低い。	×																																										
2. 上位計画等における位置付け	●駅前広場を中心とした「市内の地域拠点」を結び、市民相互の交流を促進するための「都市計画区域マスタープラン」の位置付けに該当しない。 ●「必要性的観点から廃止を検討」とする路線として記述。	×																																										
3. 路線が有する機能	2. 評価総括 ●当初計画では、国鉄筑後柳川駅への進入路として位置づけられていたが、現在はその位置付けが喪失しており、路線の必要性は低い。 交通機能 ●国鉄筑後柳川駅への進入路としても計画されていたが現在は廃止されており、本路線が完成したとしても交通機能は十分に発揮されない。 市街地形成機能 ●当初の国鉄筑後柳川駅はなく、国鉄路線もないため市街地形成機能を有しない。 都市防災に資する空間機能 - 収容や閉鎖機能 - 景観形成に資する空間機能 - 都市環境の改善機能 - 安全性の改善機能 ●幅員は10mを予定しており、歩道幅員は十分に確保できるが、整備しても利用する人は少ない。 他路線との関連 - 3. 評価総括 ●当初計画より機能が大きく変化しており、路線が有する機能は極めて低い。	×																																										
4. 代替路線	代替路線を評価対象とし、箇所によって異なる。 ●代替路線は存在しない。	△																																										
5. 事業実施における問題	事業実施する場合に発生する問題 問題点 (1) ●国鉄佐賀線が廃止されており、道路整備の目的が喪失している。 問題点 (2) - 問題点 (3) - 3. 評価総括 ●国鉄佐賀線が廃止されており、道路整備の目的が喪失している。	×																																										
6. 必要性に関する評価	社会情勢の変化（国鉄佐賀線の廃止）により当初計画決定時の目的が喪失しており、本路線について必要性は低い。	×	重要し																																									
7. 実現性に関する評価	社会情勢の変化（国鉄佐賀線の廃止）により当初計画決定時の目的が喪失しており、本路線について実現性は低い。	×	重要し																																									
<p>評価結果</p> <p>●=メリット（+要因）あり、●=デメリット（-要因）あり、●=どちらともいえない ○=必要性（実現性）がある、×=必要性（実現性）がない、△=どちらともいえない</p>																																												

(3) 都市計画道路変更 (案)

柳川市都市計画道路検討委員会の検証による答申を次のように受けた。

なお、市の方針については、平成 22 年度に、委員会答申を受け、庁内幹事会を立ち上げ、最終的に取りまとめる。



都市計画道路変更図 (案)